

～守ろう子供の「安全・安心」危機対応 1 1 のマニュアル家庭での対応～（内房小学校令和 7 年度版）R 7 / 4 / 8 改正

1 富士宮市に暴風（雪）警報・大雨特別警報発令等の時



（1）暴風警報・大雨特別警報発令の時（NHK の報道を参照）

- ＜登校前＞
6:30 の時点で
「暴風警報」又は「大雨特別警報」が発令中 → **自宅待機**
12:00 以前に
「暴風警報」又は「大雨特別警報」が解除された → **登校**
12:00 の時点で
■「暴風警報」又は「大雨特別警報」が解除されない → **休校**
＜在校中＞
・午前中は原則として学校にとどめる。
・16:00 を過ぎても下校できない。
→ 学校よりメール配信等で迎えを依頼する。

《登下校中》

- * 「大雨洪水警報」発令時は、河川・用水路等の水量が増し、大変危険です。それらに近付かないようご指導ください。
* 富士川、境川、稲瀬川の水量に十分留意し、上記の警報の発令がなくても、保護者が登校は危険であると判断した場合は、自宅待機させてください。（学校に連絡をお願いします）

（2）土砂災害警戒情報（氾濫危険情報）発令の時

- ＜登校前＞（富士宮市同報無線・富士宮市 HP 参照）
6:30 の時点で
①「土砂災害警戒情報（氾濫危険情報）」に基づく避難勧告（警戒レベル 4）が出された地区は、状況により保護者が判断し、自宅待機または保護者が車で学校まで送って登校する。避難勧告が出されていない地区も同様。
②学校が避難所として開設している場合は、保護者の判断で自宅待機または学校へ避難する。（①②の場合は学校からメールを送る）
＜在校中＞原則として学校にとどめる。
・16:00 を過ぎても下校できない → 学校よりメール配信等で迎えを依頼する。
・学校が避難所として開設され保護者が避難してきた場合は、引き渡す。
（3）その他の気象状況の時
気象状況により危険と判断した場合は、休校や自宅待機（登校中）・学校留め置き（在校中）となる場合がある。（対応については地域の状況や危機管理局等の情報に基づいて、校長が判断し、メール配信等で対応について連絡する。）

5 学校でけがをした時・体調が悪くなった時

- ・学校から保護者に連絡が入る。
・けがの様子や体調を確認する。
・医療機関を決定する。（救急車対応の時は搬送先の病院を確認する。）
・保険証を持つ。
①急を要さない場合は、保護者が学校へ行く。その後、保護者が子供を医療機関へ連れて行く。
②急を要する場合は、学校が医療機関へ搬送する。（救急車を要請する場合もある。）保護者は医療機関へ行く。

6 校外学習中にけがをした時・体調が悪くなった時

- ・学校（担任）から連絡が入る。
（けが・体の具合・状況・今後の対応について確認する。）
* 基本的には、5 の場合と同様とします。
* 修学旅行、自然教室等、遠距離のため迎えに駆け付けることが困難な場合は、学校と連絡をとり対応してください。



2 地震の時

南海トラフ地震臨時情報					地震発生
状況	「調査中」発表時	「巨大地震警戒」発表時	「巨大地震注意」発表時	「調査終了」発表時	震度 5 強以上
対応	☐ 原則として平常の活動を継続 ・在校時は引き渡し備 ・地震への備えを再確	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始 ・下校できない児童は留め置き ・在宅中は休校 保護者の管理下で行動	☐ 原則として平常の活動を継続	☐ 原則として平常の活動に戻る	■原則として休校 ・在校時は引き渡し開始（安全確認後） ・下校できない児童生徒は留め置き ・在校中は休校 保護者の管理下での行動
留意点	≪登下校≫ ○地震発生時は、揺れがおさまるまで安全な場所で身を守る。家（学校）に急いで避難する。 ○登下校時の安全確保のため、ブロック塀等危険な場所を子供と確認しておいてください。 ★対応については、県からの情報により変わることがあります。その場合、学校からメール配信等で連絡します。 ○引き渡しについては、原則として徒歩で引き取りに来てください。				

3 災害等による長期の停電が発生している時

- 原則として休校
・登校中の場合は、状況により下校、または引き渡しを行う。

4 富士山噴火警報が発令された時

- ・情報収集に努め、指示に従って避難する。
・噴火レベルが 3 に引き上げられたら、児童の引き渡しを行い、休校措置をとる。

7 感染症疾病の疑いがある時

- （1）学校での発症
・学校から連絡がある。
・学校へ迎えに行く。
・医療機関で受診する。
* 診断結果を学校へ報告する。
* 「出席停止通知書」「出席停止解除にかかる証明書」を学校から受け取る。
* 医師から出席停止解除の指示を受けたら、証明書を持って登校する。
（2）家庭での発症
・発症の疑いがある時は登校させず、医療機関で受診する。

◎インフルエンザの診断を受けた場合

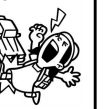
- （市内の医療機関の場合のみ）
* 医療機関で「インフルエンザ罹患証明書」をもらう。
* 医療機関受診後、学校に受診結果を電話等で連絡する。
* 自宅で発症日からの「体温記録表」を作成する。
* 発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日経過後、罹患証明書に必要事項を記入し、登校時に提出する。

◎新型コロナウイルス感染症の診断を受けた場合（検査キットで陽性判定だった場合を含む）

- * 学校に連絡し、「出席停止解除にかかる証明書」をホームページからダウンロードする、または学校から受け取る。
* 発症日からの体温表を作成し、発症後 5 日かつ症状軽快後 1 日経ったら、証明書を持参して登校する。

9 交通事故が起こった時

- ・保護者は現場に急行してください。
・状況に応じて救急車等要請、応急処置をする。
・警察（学校）へ連絡する。
・けが人に同行する。
* 学校職員による現場確認にご協力ください。
* 現場確認
* 状態、時刻、場所、状況等を学校へ連絡する。



10 ミサイル発射に伴うアラートが発令された時

- ・速やかな避難行動をとる。
・正確かつ迅速な情報収集を行う。
・メッセージが流れたら、落ち着いて直ちに行動する。
○屋外 できるかぎり頑丈な建物や地下に避難する。
○建物なし 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
○屋内 窓から離れるか、窓のない部屋に避難する。

8 不審者が出没した時 <※防犯ブザーの携帯を！>

- ☐ 学校へ侵入
・安全確保

- ・下校に危険が伴う時、こどもにも集団下校・引き渡し等対応を学校が判断し、メール配信で連絡する。

☐ 登下校時に出没

- ・大声で助けを求め、近くの家へ避難する。
・警察 23-0110 へ連絡する（時間、場所、状況、不審者の特徴を知らせる）
・学校へ連絡する。
* こどもの動揺がおさまってから登校させてください。

☐ 不審者情報

- * 危険が伴う時は、集団下校・引き渡し等の対応を学校が判断し、メール配信等で安全確保の依頼を連絡します。

11 危険動物の出没・校区での事件発生等の時

- * 登下校時に危険があると思われる時は、学校より連絡します。
* 学校の指示に従って行動します。
* 危険動物への対応も、同様とします。

富士宮警察署
TEL 23-0110
内房駐在所
TEL 65-0291

富士宮市立内房小学校
TEL 65-0104
FAX 65-0232

